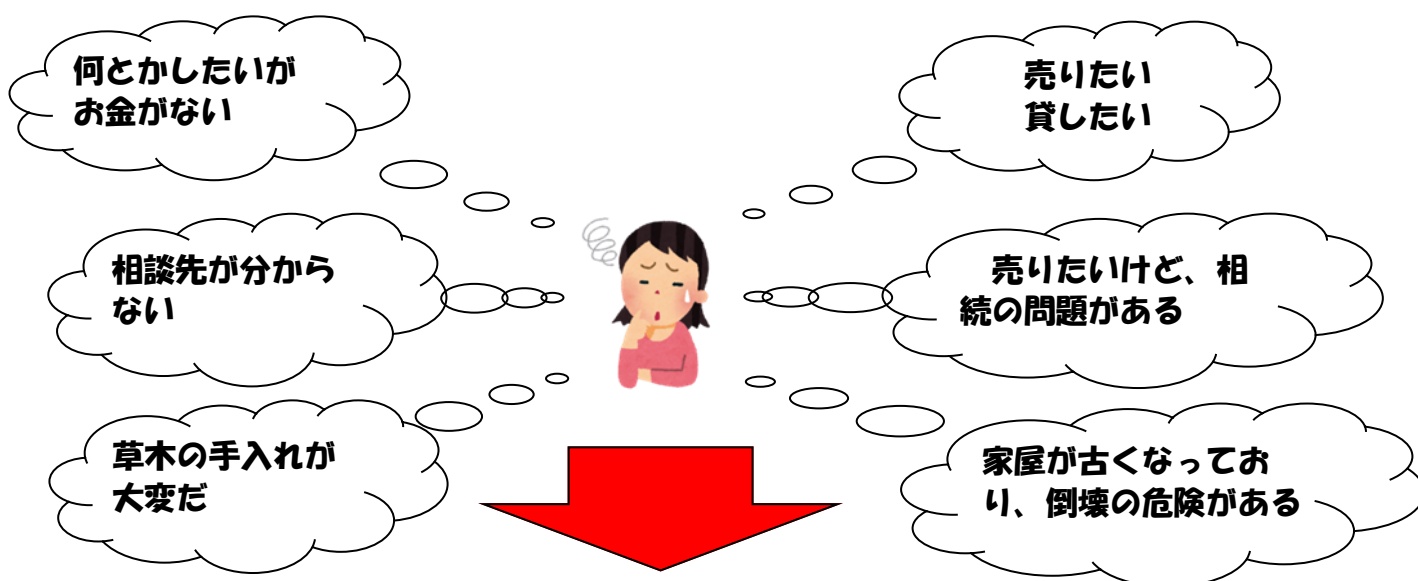


～空き家に関する総合窓口を開設しました～

平成31年3月、空家等の適切な管理を促進するため、春日市、（公社）福岡県宅地建物取引業協会、（公社）福岡県宅地建物取引業協会筑紫支部の3者で「空家等の適切な管理の促進に関する協定」を締結しました。

本協定により、（公社）福岡県宅地建物取引業協会筑紫支部内に、空家等の所有者等からの空き家全般に関する相談を受ける総合窓口が開設されました。

売買や相続など空き家のお悩みは様々あります



そのお悩み、まずは、ご相談ください！！

空き家総合相談窓口（相談無料）

（公社）福岡県宅地建物取引業協会筑紫支部内

TEL：092-923-8948

月～金、午前10時から正午、午後1時から午後4時

※毎月第一水曜日、祝日、年末年始除く。

☆相談に関する留意点

（1）相談対象者

春日市内にある空き家（おおよそ一年以上に渡り空き家状態であるもの）を所有又は管理される方

（2）相談方法

電話又は来所による相談

（3）相談の流れ

電話などによる聞き取りを行った後、（公社）福岡県宅地建物取引業協会筑紫支部に所属する春日市内の不動産事業者から、相談内容に関する回答を連絡します。